

武公第23－6号  
令和5年3月1日

公 告

武田薬品健康保険組合  
理 事 長 渡 辺 崇 幸

任意継続被保険者の標準報酬月額について

令和5年度の掲題の金額を次のとおり公告します。

1. 健康保険法第47条第2号に定める令和4年9月30日における  
当組合全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額  
629,907 円
2. 当組合同規約第43条第2項の法第3条第4項の規定による被保険者の標準  
報酬月額は上記1. の額の100分の100に相当する額  
629,907 円
3. 従って、上記2. の額を法第40条の標準報酬等級区分にあてはめると次のとおり  
となります。  
これは任意継続被保険者に適用する上限の金額であり、令和5年4月1日(令和  
5年度分前納保険料)からの適用となる。

| 等 級  | 標準報酬月額    | 報酬月額                    |
|------|-----------|-------------------------|
| 34等級 | 620, 000円 | 605,000 円以上～635,000 円未満 |

以 上